破産管財人変更

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０１０号

東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階

清算株式会社　株式会社カワセミ

１　決定年月日　令和７年９月９日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０１９号

兵庫県尼崎市東園田町２丁目43－１

清算株式会社　オースディ株式会社

１　決定年月日　令和７年９月11日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第７号

徳島県徳島市銀座28番地

清算株式会社　株式会社銀座

代表清算人　鈴木　豊子

１　決定年月日　令和７年９月８日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　本協定において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。

２　各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。

３　前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

徳島地方裁判所民事部

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始